



◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、当事務所の業務内容はがらりと入れ替わり、業種別の比重では、成年後見、相続、不動産登記・会社の登記という並びになりました。



現在就任中の後見事件は、32件。

事務的な負担も増すばかりの中、私自身は被後見人さんとの面会のため、「外出続き」の毎日です。

そんな中、お客様とのお約束を入れやすくするため、ライトル（LAITO）というシステムを入れました。

現時点では、事務所の「公式LINEアカウント」からのみ、リンクを貼っています。

私の予定の空きが、リアルタイムで見られて、予約を入れていただくことができます。

職業柄、電話番号を消すことはできませんが、新規の電話対応も負担になっています。

「アナログも大事！」という4コマ漫画と編集後記の内容を反していますが、できるだけ電話対応の負担を減らしたい、という考えによります。

本年もよろしくお願ひいたします。

司法書士吉田浩章

=====
司法書士吉田事務所のLINE公式アカウント。
お客様との事務連絡用に、便利に使っています。
アカウント名は「@y5755」。
よろしければ「お友達」登録していただき、
メッセージを送って下さい。

LINE
公式アカウント



【優待メモ】ハウスオブローゼ（東証スタンダード上場）。
権利確定月は3月（年1回）です。

本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「戸籍謄本の広域交付制度」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 後藤の「我が家のおトドアライフ」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識「所有不動産記録証明制度」
- Q & A成年後見「後見人を頼んだら報酬はいくら」
- 4コマまんが「アナログも大事！」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。
事務の栗野です、本年もよろしくお願ひします。
今回は、「株式会社ハウスオブローゼ」の株主優待を紹介します。100株以上で3,000円相当の商品がもらえます。

ボディーシートは、
夏、毎日使って、
買い足しました☆
暑い日には最適です！



フルーツの良い香りのボディソープも好きで、
優待が無くなると買っています。
疲れた時には、香りに癒されます～v^~v

令和7年12月30日の終値は1,383円
(購入は100株単位)。配当は年間2,500円、配当利回りは約1.81%です。

栗野 恵

【優待メモ】ハウスオブローゼ（東証スタンダード上場）。
権利確定月は3月（年1回）です。

◆法律コラム「戸籍謄本の広域交付制度」

令和6年3月1日以降、条件付きながら、本籍地以外の役所でも、戸籍謄本の交付を受けるようになりました。

請求できる人は、「本人・配偶者・直系尊属・直系卑属」に限られていて、代理人による請求は不可。

司法書士による職務上請求
も、認められていません。



この制度が便利なのは、相続登記に必要な戸籍謄本の請求で、本籍地が遠方の場合です。

◆岸野の「ワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。
司法書士の岸野です。本年もよろしくお願ひいたします。

息子達は、友達と過ごす方が楽しいお年頃になってしまい、2月に一緒に東京に遊びにいった以外は、私も友達と、旅行や推し活にいそみました。

8月に草津温泉、長岡の花火大会。最初から最後までずっとフィナーレかと思うくらいの圧巻の花火でした。9月には、長崎まで旅行を兼ねての推しのコンサートに。大学生ぶりに当時一緒に行っていた友達と踊りまくり、叫びまくり、昔を色々思いだしたりして、楽しみました。
(もう推しは63歳ですけど。。)

秋以降は、長男が受験生なので、大人しく、受験生の母をしていますが、ちゃっかり今年の4月に岡山での推し活を予定しているので、長男が無事合格して、気持ちよく行きたいものです。ちなみに二男、部活だけを頑張っています。長男の受験終われば、次は二男。あと1年。わが家、みんな頑張ろうです。 岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL 072-254-5755

ホームページ <https://www.office-yoshida.net>

司法書士が職権で、相続登記に必要な戸籍謄本を集める場合も、本籍地の役所に宛てて、郵便小為替を入れて、返信用封筒を入れて…という面倒な作業を、繰り返しているため。

但し、特に大阪市の区役所の場合、市民課は元々混雑しています。

「広域交付制度」を利用するため、役所に出向かれてても、役所での待ち時間が長くなること、申請時間に制限がある場合があること、当日に発行されないこともあるリスクについては、ご承知ください。

◆後藤の「我が家のおトドアライフ」

あけましておめでとうございます。
昨年は春に長男が大学へ進学し、家を出てしまい、また二男も高校生となり、忙しく過ごしているため、家族そろってのアウトドア活動は難しくなってきたなあと感じています。

夏には、四国の大歩危小歩危へ、ラフティングをしに行きたいと日程調整を試みましたが、そろわざ…で断念。残念でしたが、また折をみて是非行きたいと思います。

子供たちと一緒に、が難しくなってきたので、夫とは二人で行くのもいいかもね、と話しています。我が家のおトドアグッズは、テントも鍋類も、グリルもすべてが大容量なので、少しずつですが少人数用のグッズを買い足すのも楽しみです。



今シーズンはまだ雪が少ないですが、夫と子供たちはスノーボードにも行きたいと計画しているようです。ここから雪が増えて、実現できるといいのですが。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

後藤 葵



ブログ「吉田浩章の司法書士日誌」は毎日更新中です！

◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

8月のお盆休みは、群馬県に。伊香保温泉～草津温泉の旅に出掛けました。

旅の拠点は高崎駅。上越新幹線で東京駅から1時間弱。高崎駅からはレンタカーで移動。

1日目は、伊香保温泉『ホテル木暮』に宿泊。温泉を引くにも権利が必要で、伊香保温泉の総湯量の4分の1の権利を持っている、という大型旅館。



2日目は榛名富士に登り、榛名湖、ハッタダムも通って草津温泉の『ホテル一井』に宿泊。群馬に行くなら『ホテル一井』。なおかつ「湯畠ビュー」の部屋でと、何年も前から決めていた旅館。

部屋から見下ろす観光名所

「湯畠」の景色は、絶景でした。



群馬県に宿泊して、47都道府県制覇の旅は「残り4」。北海道と青森、秋田、岩手の東北3県となりました。 吉田浩章

◆マメ知識ー「所有不動産記録証明制度」

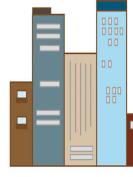
令和8年2月2日から、「所有不動産記録証明制度」が始まります。

請求できるのは、不動産の所有者本人と相続人。

「住所」「氏名」で特定し、その人が全国で所有する不動産を一覧にした書類を、法務局が発行してくれるようになります。

今まで、特定の自治体に対し、「固定資産税の課税台帳（名寄帳）」の発行を依頼し、その人が所有する不動産を特定する術しかなかったのが（この調べ方に100%の精度はありません）、全国を対象にできるのは画期的です。

特に、不動産をたくさん所有される方の「相続登記漏れ」を防ぐ手段としても活用できそうです。



◆Q & A 成年後見 —「後見人を頼んだら報酬はいくら？」

Q：一人暮らしの母の認知症が進み、金銭や郵便物の管理やできなくなっています。私が手助けしたいのですが、遠方に住んでいるため、頻繁に実家に帰ることができません。「後見人を選ぶ」という制度があることを知り、近くの司法書士さんに相談しています。後見人の報酬はいくらお支払いすればいいでしょうか。



A：後見人就任後の報酬は、家庭裁判所が決定します。大阪家庭裁判所が発表している「成年後見人等の報酬のめやす（平成25年11月）」では、基本報酬は下記のとおりとされています。

- ・月額2万円
- ・管理財産額が1000万円～5000万円以下の場合：月額3～4万円
- ・管理財産が5000万円を超える場合：月額5～6万円。

※管理財産とは、「預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額」とされています。

また、特別困難な事情があった場合は、付加報酬として、基本報酬の50%の範囲内で相当額の報酬を付加するものとする、とされています。

【解説】

実際の運用も上記のとおりで、3000万円を超えると月額4万円、5000万円を超えると月額5万円、おそらくは1億を超えるあたりで月額6万円になっている傾向です。

但し、裁判所の審判書では合計しか記載されておらず、内訳が分かりません。

特に、付加報酬の基準が公開されていないため、「考慮されない」と感じることもあれば、「意外に評価してもらえた」と感じることもあります。

世間的には、「後見人報酬が不透明」という批判もあります。

内訳が分からるのは、後見人自身も同じで、報酬の内訳が分からなくても、やらないといけないことはする、というスタンスで取り組んでいます。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『50代がうまくいく人の戦略書』（藤井孝一著）
中年に差し掛かったときに、シフトチェンジを考えるきっかけになる一冊。



第1章は、「現実を受け入れ、戦い方を変えていく」。

第4章は、「成熟した大人として、大いに学び、遊ぶ」とあり、タイトルを見ただけでも、自分向けの本かもしれません。

本来の寿命とは別に「健康寿命」という言葉は知っていましたが、この本で「貢献寿命」という考え方を、はじめて目にしました。

司法書士も、社会のお役に立てているからこそ、報酬をいただけています。自分は何歳まで、社会のお役に立てるのだろう。貢献寿命を延ばすために、何をしていけばいいのだろう。

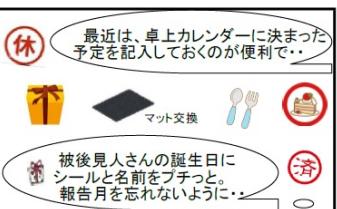
今まで「好きなことを仕事に」と言っている人に、私はどこか違和感を持っていました。

この本では、「人生の後半戦は、周囲の人からの求めに応じるというスタンスにシフトせよ」と書かれています。

私自身、まさに日々その繰り返しです。でも、苦手なことはやりません。やらないことは決めて、できることで、お役に立ちたいと思っています。

吉田浩章

アナログも大事！



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
<https://www.office-yoshida.net>



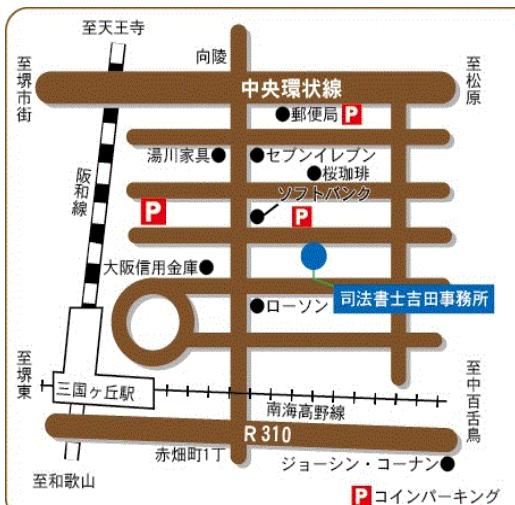
★主な取り扱い業務

□司法書士業務

- ・相続、売買、贈与など不動産の名義変更の手続き
- ・土地、建物や会社に関する登記の手続き
- ・遺産承継の手続き（不動産・預貯金・証券会社の相続手続き）
- ・相続放棄や後見人選任など、家庭裁判所に提出する書類作成
- ・成年後見人への就任、遺言書作成など、高齢者向けの業務

★営業時間：平日9時～17時30分（完全予約制）

※土日祝は、定休日です。



【編集後記】「年賀状じまい」が進む世の中ですが、特に高齢者の方向けのお仕事をしている司法書士としては、アナログなお付き合いは疎かにできません。去年に引き続き、紙の年賀状は発行した上、ニュースレターの公開はサイト上のみ、とさせてもらいました（吉田）。